

太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン

平成30年10月25日

令和5年9月29日改定

亘理町農業委員会

農地に太陽光発電設備を設置する場合は、転用事業者（以下「事業者」という。）と隣接耕作者・所有者（以下「耕作者等」という。※）との間で、事業内容の確認が不十分なことによるトラブルを避けるため、次の事項により審議し、十分な説明経過を経ての農地転用許可申請であることを確認する。

1. 事業者は、太陽光発電設備の設置を検討する場合、周辺農地の営農状況に与える影響が少ない農地を選定すること。
2. 事業者は、隣接地に農地がある場合には、農薬の散布、農業用施設の建築等の営農活動等や、樹木の日陰・落葉等の自然現象により、発電能力の低下等を受ける可能性があることを十分理解した上で農地転用許可申請を行うこと。
3. 通常の営農活動により、発電能力の低下等が起きたとしても、耕作者等に対して、損害賠償、苦情等の不服申し立ては行わない。
4. 事業者は、耕作者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置、農薬防除設備の設置、雨水処理、除草作業等の方法、光の反射、騒音、振動、日影等による周辺の環境への影響が無い旨説明を行ったうえで農地転用許可申請を行うこととし、設置後は事業地周辺の定期的な草刈り、水路の維持管理に努めること。
5. 発電設備等の故障や事故、災害発生時等の緊急連絡に対応するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第5号及び事業計画策定ガイドラインに基づき、事業地の外から見やすい場所に標識を設置すること。
6. 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに発電設備を撤去すること。
7. その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。
8. 上記に定めのない事項については、担当の地区委員会が関係者と協議を行い、問題が起きた場合は和解の仲介に努め必要に応じ農業委員会で審議するものとする。

※耕作者等

転用計画地に近接する農地の耕作者及び所有者